

同時発表 農林水産省

令和元年 11 月 8 日  
水管理・国土保全局海岸室  
港湾局海岸・防災課

## 海岸保全施設の予防保全型の維持管理を推進します ～「第 1 回 海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」の開催～

国土交通省では、農林水産省と共同で「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」を開催し、離岸堤などの沖合施設についても、施設管理の標準的な要領の検討を行い、海岸管理者（都道府県等）による予防保全の視点に立った管理の充実を支援します。

- 全国の堤防・護岸等の海岸保全施設のうち、整備後50年以上経過する施設が急速に増加しており、予防保全型の維持管理を進めていくことが必要です。
- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」は、予防保全型の維持管理に基づく、海岸保全施設の点検・評価・対策工法等の標準的な要領を示し、海岸管理者による適切な維持管理に資することを目的として、平成20年2月に策定し、以降、順次改訂し内容の充実を図ってきています。
- 各海岸管理者においては、「海岸保全施設維持管理マニュアル」を参考にして、施設の点検・修繕の方法、実施時期等を定めた「長寿命化計画」を定め、予防保全型の維持管理を実施しています。
- 今般、国土交通省では、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに離岸堤などの沖合施設を加える等の改訂を行うため、農林水産省と共同で、「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」を開催します。

### 記

1. 日 時 令和元年 11 月 12 日（火） 15 : 00～17 : 00
2. 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12F 1219～1220 会議室
3. 委 員 別紙のとおり
4. 次 第 ・ 沖合施設の維持管理に係る現状  
・ マニュアル改訂に向けた主な論点 等
5. その他
  - ・ 報道関係者に限り、取材（傍聴・撮影）は可能です。
  - ・ 傍聴は、委員会の冒頭から終了まで、撮影は冒頭挨拶のみ可能です。
  - ・ 取材ご希望の方は、11 月 11 日（月）14 時までに所属、氏名、連絡先をメール又は FAX により下記の登録連絡先まで登録をお願いします。
  - ・ 委員会の配布資料・議事要旨は、後日、国土交通省のウェブサイトに掲載します。

【傍聴登録連絡先】水管理・国土保全局 海岸室 総務係 三好（みよし）

直通：03-5253-8471 FAX：03-5253-1612 MAIL：[miyoshi-t2r5@mlit.go.jp](mailto:miyoshi-t2r5@mlit.go.jp)

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

課長補佐 菊池 秀之 （内線：36337）

沿岸域企画係長 小西 康之 （内線：36323）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8471 FAX：03-5253-1612